

建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の道路の位置の指定をしましたので、建築基準法施行規則第 10 条の規定に基づき公告します。

その関係図書は、都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

平成 26 年 7 月 10 日

京都市長 門 川 大 作

1 承諾事項

指定番号	指定年月日	道路の幅員	道路の延長	道路の位置	申請者
第 5921 号	平成 26. 7. 1	メートル 4. 17～ 4. 23	メートル 32. 77	京都市右京区太秦安井小山町 9-1 の一部, 22, 太秦安井車道町 19-14 の一部, 19-70	株式会社嵯峨野不動産 代表取締役 堀越 秀郎

2 縦覧時間

京都市の休日を定める条例第 1 条に定める本市の休日を除く日の午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで（ただし、正午から午後 1 時までは除く。）

(都市計画局建築指導部建築指導課)